

令和7年第2回設楽町議会臨時会会議録

令和7年5月1日午前9時00分、第2回設楽町議会臨時会が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|--------|--------|
| 1 村松一徳 | 2 村松純次 | 3 原田純子 |
| 4 七原 剛 | 5 加藤弘文 | 6 今泉吉人 |
| 7 山口伸彦 | 8 田中邦利 | 9 原田直幸 |
| 10 金田敏行 | | |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	土屋 浩	副町長	久保田美智雄
教育長	大須賀宏明		
総務課長	村松 一	企画ダム対策課長	今泉伸康
津具総合支所長	村松浩文	生活課長	後藤哲嗣
産業課長	下平 功	保健福祉センター所長	松井秀和
建設課長	松井良之	町民課長	依田佳久
財政課長	関谷 恭	教育課長	加藤直美
出納室長	村松義典		

4 議会事務局出席職員名

事務局長 今泉 宏

5 議事日程

- | | |
|------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 行政報告 |
| 日程第5 | 常任委員の選任 |
| 日程第6 | 議会運営委員の選任 |
| 日程第7 | 承認第1号
専決処分の承認について |
| 日程第8 | 議案第45号
刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について |
| 日程第9 | 議長辞職の許可 |

(追加)

- 日程第 10 (選挙第 1 号) 議長の選挙
(追加)
- 日程第 11 副議長辞職の許可
(追加)
- 日程第 12 (選挙第 2 号) 副議長の選挙
(追加)
- 日程第 13 議席の一部変更
(追加)
- 日程第 14 設楽ダム対策特別委員辞職の件
(追加)
- 日程第 15 設楽ダム対策特別委員の選任
(追加)
- 日程第 16 (選挙第 3 号) 東三河広域連合議会議員の選挙について
(追加)
- 日程第 17 (選挙第 4 号) 北設広域事務組合議会議員の選挙について
(追加)
- 日程第 18 (同意 2 号) 監査委員の選任について
(追加)
- 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
(追加)
- 日程第 20 設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について
(追加)

会 議 録

開会 午前 9 時 00 分

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は、10 名全員です。定足数に達していますので、令和 7 年第 2 回設楽町議会臨時会(第 1 日)を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

議長 次の日程に移る前に、申し合わせによる議長の任期 2 年が満了となりますので、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時 00 分

再開 午前 9 時 02 分

議長 お待たせしました。休憩前に引き続き、会議を開きます。ごめんなさい、
ここで交代ですね。議事進行を副議長と交代いたします。
〔議長自席に着く、副議長登壇し議長席に着く〕

副議長 それでは、いいですか。議事を始めます。議長加藤弘文君から議長の
辞職願が提出されています。

お諮りします。「議長辞職の許可」を日程に追加し、日程第9とし、日程
の順序を変更して、直ちに議題としたいと思いますが、異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

副議長 異議なしと認めます。「議長辞職の許可」を日程に追加し、直ちに議題
とすることを決定しました。

副議長 「議長辞職の許可」を議題とします。地方自治法第117条の規定によ
り加藤弘文君の退場を求めます。

〔加藤弘文議長退場〕

副議長 辞職願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長 「令和7年5月1日。設楽町議会副議長殿。設楽町議会議長、
加藤弘文。辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、
許可されるようお願い出ます」

以上です。

副議長 お諮りします、加藤弘文君の「議長の辞職」を許可することに御異議
ありませんか。

（異議なしの声あり）

副議長 異議なしと認めます。加藤弘文君の「議長の辞職」を許可することに
決定しました。

副議長 加藤弘文君の入場を許します。

〔加藤弘文議員入場〕

副議長 議長を辞職されました加藤弘文君から挨拶をいただきたいと思います。

10 加藤 それでは、議長退任にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

先輩の山口議長さんの後を引き継ぎ、就任して2年、皆様には本当に温
かな御支援、御協力をいただき、ありがとうございました。

この間、ダム本体工事の着工式をはじめ、設楽町にとって大きな歴史的
な場に、議長として立ち会わせていただきました。

また、議会活動の活性化に向けた政務活動費を設置し、皆様の御理解の

中で制度化することもできました。

2年間、大過なく職務を果たせたのは、皆様の御指導、御鞭撻のおかげ
と思っております。

設楽町は、まだまだ多くの解決すべき課題を抱えております。今後とも
町政の拡充と、町民の幸福のために、微力ながら尽力してまいりたいと思
っております。今後とも、御指導、御鞭撻よろしく申し上げます。ありが
とうございました。

副議長 加藤弘文君の挨拶が終わりました。ただいま、議長が欠けました。

お諮りします。「議長の選挙」を日程に追加し、日程第 10 とし、日程の
順序を変更して、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。「議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うこと
に決定をしました。

副議長 日程第 10「議長の選挙」を議題とします。

お諮りします。ここで、休憩したいと思いますが、御異議ございません
か。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。議員の方は、委員会室へお
集まりください。

休憩 午前 9 時 08 分

再開 午前 9 時 13 分

副議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。「議長の選挙」を行います。選挙
の方法は、投票で行います。議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

副議長 ただいまの出席議員は、10 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会
人に、1 番村松一徳君と 2 番村松純次君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙の配布〕

副議長 投票は、単記無記名です。投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なし)

副議長 なしと認めます。配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

副議長 異常なしと認めます。ただいまから投票をします。1番から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

副議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

副議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1番村松一徳君、及び2番村松純次君、開票の立会人をお願いします。

〔開票〕

副議長 選挙の結果を報告します。

得票総数 10 票。得票総数 10 票です。無効投票ゼロ。有効投票のうち、金田敏行君、9 票、田中邦利君、1 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、金田敏行君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場を開く〕

副議長 金田敏行君がここにいますので、告知します。

これで議事進行を議長に交代いたします。御協力ありがとうございました。

新議長、議長席にお願いいたします。

〔副議長自席に戻る、議長着席〕

議長 ただいま、選挙によりまして、皆様方の多くの方の御支持を頂き、議長職を拝命することになりました金田敏行でございます。

議決権の長であります議会の長を拝命して身に余る光栄と思いながらも、また、身に染みることと責任を痛感しておるところでございます。

これから先2年間、皆様方と、公平そして中立の立場で理解を進めていきたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて議事を進行させていただきます。

議長 次の日程に移る前に、申合せによる副議長の任期2年が満了となりますので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時24分

再開 午前9時26分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。副議長、今泉吉人君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。「副議長辞職の許可」を日程に追加し、日程第11とし、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

「副議長辞職の許可」を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議長 「副議長辞職の許可」を議題とします。地方自治法第117条の規定により今泉吉人君の退場を求めます。

〔今泉吉人副議長退場〕

議長 辞職願を事務局長より朗読させます。

議会事務局長 「令和7年5月1日。設楽町議会議長殿。設楽町議会副議長 今泉吉人。辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます」

以上です。

議長 お諮りします、今泉吉人君の「副議長の辞職」を許可することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「副議長の辞職」を許可することに決定しました。

議長 今泉吉人君の入場を許可します。

〔今泉吉人議員入場〕

議長 副議長を辞職されました今泉吉人君から挨拶をいただきたいと思います。

9 今泉 それでは、一言挨拶申し上げます。

2年間でしたけど、あっという間に過ぎたような気がします。その間、私は、議長に対して補助したり、いろんなことをやりました。今後は、自分の職責を自覚し、そして職務に精励したいと思います。

なお、この2年間の間、皆さんに大変御迷惑をかけました。また、執行

部の方にも迷惑かけております。本当にありがとうございました。

それでは、こういうことで、誠に申し訳ございませんが、今後、また、現在新しくなられた議長、副議長に対して、ちゃんとして支援したいと思っています。本当にありがとうございました。

議長 今泉吉人君の挨拶は終わりました。ただいま、副議長が欠けました。

お諮りします。「副議長の選挙」を日程に追加し、日程第 12 とし、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。「副議長の選挙」を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

議長 「副議長の選挙」を行います。選挙の方法は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場を閉める〕

議長 ただいまの出席議員は、10 名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立会人に、村松一徳君及び村松純次君を指名します。

投票用紙を配布します。

投票は、単記無記名です。

〔投票用紙の配布〕

議長 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なし)

議長 なしとみとめます。

投票箱を点検します。

〔投票箱の点検〕

議長 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1 番から順番に投票をお願いいたします。

〔投票〕

議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

議長 なしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。1 番村松一徳君及び 2 番村松純次君、開票の立会をお

願いいたします。

〔開票〕

議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 10 票。得票総数 10 票、無効票 0 票です。原田直幸君、8 票。
田中邦利君、2 票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、原田直幸君が副議長に
当選されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場を開く〕

議長 原田直幸君がここにいますので、告知します。

副議長、挨拶をお願いいたします。

〔副議長発言台にて挨拶〕

4 原田(直) 議長をサポートして議会運営がスムーズに進行するように一生懸命
頑張りたいと思いますので、皆さんも御支援よろしくお願いします。

〔拍手〕

議長 よろしく願いいたします。

ただいま、議長、副議長の選挙に伴い、議席の一部が変更となりました。

お諮りします。「議席の一部変更」を日程に追加し、日程第 13 とし、日
程の順序を変更して、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議はありま
せんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「議席の一部変更」を日程に追加し、議題とするこ
とに決定しました。

お諮りします。ここで、休憩したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩といたします。議員の方は委員会室へお
集まりください。

休憩 午前 9 時 37 分

再開 午前 9 時 45 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。変更議席表を配布します。

〔変更議席表配布〕

議長 議長、副議長の選挙に伴い、会議規則第 4 条第 3 項の規定によって、議

席の一部を変更します。変更した議席は、お手元に配りました変更議席表のとおりです。指定された議席に着席をお願いいたします。

〔変更議席に着席〕

議長 本臨時会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員会、副委員長より報告をお願いいたします。7番、山口君。

7 山口 それでは、本日の議会運営の結果を報告させていただきます。

令和7年第6回議会運営委員会結果の委員長報告をさせていただきます。

令和7年第2回臨時会（第1日）の運営につきましては、令和7年4月25日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1、日程第2につきましては、従来どおりです。

日程第3「諸般の報告」につきましては、議長より、例月出納検査結果についての報告があります。

日程第4「行政報告」は、町長より報告があります。

本日提案されている議案は、町長提案2件、議会提案2件です。

日程第5「常任委員の選任」から順次1件ごとに上程しますが、日程7と8は、それぞれ単独上程、単独審議、単独採決でありますので、御承知置きいただきたいと思います。

以上です。

議長 ただいま、議会運営副委員長から報告がありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題とします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番山口伸彦君、及び8番田中邦利君を指名します。よろしくお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を、議題とします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。会期は、本日1日間と決定しました。

議長 日程第3「諸般の報告」を行います。

議長として、例月出納検査結果の報告をします。

監査委員より、地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査の結果について、令和7年3月及び4月実施分の結果報告が出ています。事務局で保管をしていますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

議長 日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 皆さん、おはようございます。新年度、最初の臨時議会ということで、皆さんに御参集賜りまして、ありがとうございます。

ただいま、加藤前議長、今泉副議長から辞表が提出されまして、議長選挙、副議長選挙それぞれ行われましたが、加藤前議長、そして今泉前副議長におかれましては、2年間本当にお疲れさまでございました。

また、新たに議長に選任されました金田敏行議長、そして原田直幸副議長には、これから2年間、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

最初でありますけれども、昨年より実施をしております総合要望ですね、愛知県に対する町としての総合要望を議会と一緒にやらせていただいておりますわけですが、今年度もその計画をしておりますので、また改めて議長を通じて総合要望の調整をしたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

さて、桜のシーズンが終わり、新緑と風薫るすがすがしい季節となりました。しかし、国外ではトランプ関税が世界経済に大きな影響を与え、国内では日本の主食でもあるコメの価格が16週連続で値上がりし、家計を直撃しております。

そのような暗いニュースが多い中でありますけれども、豊橋市に拠点を置き、東三河地域と静岡県西部の遠州地域で活躍していますプロバスケットボールチーム、三遠ネオフェニックスが、4月23日に中地区での優勝を果たすという明るいニュースもありました。しかし、これも豊橋市の新アリーナ建設問題で、Bリーグプレミアに参戦できるか、危ぶまれている状況であります。これまで、私も三遠ネオフェニックスの選手の表敬訪問や試合の観戦に行っているところでありますけれども、東三河地域初のプロチームとして、今すごく活躍をいただいているところですので、今後とも盛り上げていただくことを期待しているところであります。

それでは、行政報告をさせていただきます。

道の駅したらについて報告をします。

道の駅がオープンして4年目を迎えることを記念して5月10日から11日にかけて、開駅4周年記念イベントを開催をいたします。イベントでは、観光協会、つぐや、関谷酒造の3者合同で企画した純米大吟醸酒の数量限定販売や、奥三河郷土館の入場無料、清嶺食堂ではトロトロ鹿スジカレーの限定販売などを行い、道の駅と周辺施設とが一体となってイベントを開催をする予定であります。

これからの季節は、町外から多くの観光客が設楽町に訪れますので、イベントを通じて設楽町の良さを少しでも多くの方に情報発信し、交流人口の拡大に努めてまいりたいと思っております。

次に、中学生海外派遣事業について報告をします。

新型コロナウイルス感染拡大により中止をしておりました中学生海外派遣事業を6年ぶり再開いたします。

これまでは、シカゴ周辺のアーリントンハイツに中学生を派遣しておりましたが、今回はニュージーランドに5月15日木曜日から21日水曜日の1週間の日程で海外派遣事業を行います。

期間中、3泊4日の日程で、農家にホームステイしながら農業や酪農などを経験するファームステイ体験や、現地の高校生との交流を行います。

また、今回は海外派遣事業に参加できない生徒につきまして、2泊3日の日程で北海道への研修を、海外派遣事業の出発日と合わせて行います。

町の将来を担う大事な中学生であります。海外派遣事業では交流やファームステイを通して、異文化への理解や語学力の向上を図っていただき、国際的視野と国際感覚の育成を目的としています。また、国内研修事業では、体験を通じて社会環境や自然環境への視野を広めることを目的としております。体験したことのない文化や環境に触れることで設楽町の良さを再認識していただき、設楽町の未来を考える契機とし、この体験が中学生の将来に役立つことを願っているところであります。

最後に、地区懇談会についてお話をします。

私、町長に就任してから毎年開催してきております地区懇談会を、今年は例年より開催時期を少し早めて、5月19日月曜日より名倉地区の沖駒区をスタートし、開催する予定で、今日程調整をしているところであります。

今年は、名倉地区、津具地区、田口地区、清嶺地区の順番で開催をします。日程が決まり次第、組内回覧、ホームページ、広報無線でお知らせしますので、議員各位におかれましても参加をお願いしたいと思います。

本日は、条例改正の専決承認1件、条例改正1件を上程させていただきます。慎重審議の上、適切な御議決を賜りますようよろしくお願いします。

よろしくお願いします。

議長 これで行政報告を終わります。

議長 日程第5「常任委員の選任」を議題とします。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、総務建設委員に、1番村松一徳君、2番村松純次君、3番原田純子君、4番七原剛君、5番加藤弘文君、6番今泉吉人君、7番山口伸彦君、8番田中邦利君、9番原田直幸君。

文教厚生委員に、1番村松一徳君、2番村松純次君、3番原田純子君、4番七原剛君、5番加藤弘文君、6番今泉吉人君、7番山口伸彦君、8番田中邦利君、9番原田直幸君とします。

御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名したとおり、各常任委員会の委員を選任することに決定いたしました。

各常任委員の方には、次の休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

議長 お諮りします。ここで、休憩をとりたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。暫時休憩とします。

議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前9時59分

再開 午前10時17分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

常任委員会における正副委員長の互選について報告がありました。

総務建設委員会は、委員長に4番七原剛君。副委員長に3番原田純子君が選任されました。

文教厚生委員会は、委員長に2番村松純次君、副委員長に1番村松一徳君が選任されましたので、御承知おきください。

議長 ここで暫時休憩をとりたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10時半まで休憩といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時30分

議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、ここで暫時休憩とします。議員の方は、委員会室へお集まりください。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時54分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

設楽ダム対策特別委員の辞任について、議長が除斥の対象となるため、副議長と交代します。副議長、よろしくお願いします。

〔議長自席に着く、副議長登壇して議長席に着く〕

副議長 議長に代わって副議長が代役を務めます。金田敏行君から辞任願が提出されました。金田敏行君の「設楽ダム対策特別委員辞職の件」を日程に追加し、日程第14とし、日程の順序を変更して直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます。金田敏行君の「設楽ダム対策特別委員辞職の件」を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

副議長 日程第14「設楽ダム対策特別委員辞職の件」を議題とします。地方自治法第117条の規定により金田敏行君の退場を求めます。

〔金田敏行君退場〕

副議長 辞任願を事務局長に朗読させます。

議会事務局長 「令和7年5月1日 設楽町議会議長殿。ダム対策特別委員 金田敏行。辞任願。このたび、一身上の都合により設楽ダム対策特別委員を辞任したいので、許可されるようお願い出ます」

以上です。

副議長 お諮りいたします。金田敏行君の「設楽ダム対策特別委員辞職」を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長 異議なしと認めます、よって、金田敏行君の「設楽ダム対策特別委員
辞職」を許可することに決定しました。

金田敏行君の入場を許します。

〔金田敏行君、入場〕

副議長 役目が終わりましたので議長と交替します。

〔副議長自席に着席、議長登壇して議長席に着席〕

議長 ただいま、設楽ダム対策特別委員、1名が欠けました。

お諮りします。「設楽ダム対策特別委員の選任」を日程に追加し、日程第
15 とし、日程の順序を変更して、直ちに議題としたいと思いますが、御異
議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「設楽ダム対策特別委員の選任」を日程に追加し、
直ちに議題とすることに決定いたしました。

議長 日程第 15 「設楽ダム対策特別委員の選任」を、議題とします。

お諮りします。「設楽ダム対策特別委員の選任」については、委員会条例
第 7 条第 1 項の規定によって、加藤弘文君を指名したいと思いますが、御
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。設楽ダム対策特別委員は、ただいま指名したとお
り、選任することに決定いたしました。

お諮りします。ここで、暫時休憩することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。ここで暫時休憩とします。委員の方は、委員会室
へ、またお集まりください。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 14 分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

設楽ダム対策特別委員会における正副委員長は変更がありませんので、
委員長に、7 番山口伸彦君。副委員長に 9 番原田直幸君が選任されておりま
すので、御承知置きください。

議長 日程第6「議会運営委員の選任」を議題とします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、2番村松純次君、4番七原剛君、6番今泉吉人君、7番山口伸彦君、8番田中邦利君、9番原田直幸君を指名したいと思いますので、御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議会運営委員会は、ただいま指名したとおり決定いたしました。

議会運営委員会の正副委員長につきましては、先ほど委員長に、6番今泉吉人君。副委員長に7番山口伸彦君が選任されましたので、御承知置ください。

議長 次に、東三河広域連合議員の辞職願が提出されております。

訂正します。日程第7、承認第1号「専決処分の承認について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 承認第1号「専決処分の承認について」を説明しますので、資料の3ページを御覧ください。

承認第1号の「専決処分の承認について」は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、資料5ページの専決処分書のとおり専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会へ報告し、承認を求めるものであります。

本件につきましては、令和7年度の税制改正に伴う、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年12月27日に閣議決定、翌令和7年3月28日に参議院で可決され、一部を除き、原則として本年4月1日から施行されることになりました。これに伴い町の税条例においても所要な改正が必要となったため、本年3月31日に専決処分したものであります。

国は、現下の経済情勢等を踏まえて、個人住民税の特定親族特別控除の創設や、軽自動車税の種別割の標準税率に係る二輪車の車両区分の見直し、そして、加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例の改正など、税負担の軽減措置などの整理合理化等を行うことを目指して、今回の税制改正に取り組んだものであります。

なお、今回の町条例における改正概要の詳細な内容につきましては、財

政課長のほうから説明をさせていただきます。

財政課長 はい。私のほうから、税条例の改正について御説明をさせていただきます。

改正の大まかな概要は副町長の説明のとおりですけれども、詳細の内容について説明をさせていただきます。

資料につきましては、5 ページからとなります。

改正条文、新旧対照表を参考として概要が付けてあります。初めに、概要を説明し、その後、新旧対照表で改正内容について説明をさせていただきます。

それでは、設楽町税条例の一部改正の概要、23 ページを御覧ください。

概要の表の見方としては、左が町の税条例の条文、真ん中は対応する地方税法等の法令、右が改正の概要となっております。

施行日につきましては、改正内容により異なっております。例えば2 段目、34 条の2 は令和8 年1 月1 日施行となっております。何も記載のない改正は、本年4 月1 日から施行となっております。

主な改正ですけれども、18 条、公示送達、これは町公告式条例の改正によるホームページ上での広報となったこと。

続きまして、34 条の2、36 条の2 第1 項、36 条の3 の2、36 条の3 の3 は、特定親族の追加による改正関係、いわゆる 103 万円の壁関連でございます。

続いて、36 条の2 第10 項、63 条の2、89 条の第2 項、139 条の3 第2 項、149 条は、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる、マイナンバー法の改正に伴い項ずれが生じていることによる改正であります。

続きまして、82 条、89 条第2 項、90 条第2 項、第3 項は、車両区分、125cc 以下の原付の追加による改正であります。

続きまして、めくっていただきまして、附則 16 条の2 の2 は、加熱式たばこの課税標準の算定方法の変更であります。

それでは、新旧対照表の 13 ページを御覧ください。

新旧対照表は、右側が改正前、左側が改正後になっており、変更箇所にはアンダーラインが引いてあります。

18 条の公示送達に関する改正であります。

先の3 月議会で設楽町公告式条例の改正が行われ、主な周知方法が掲示場における告示からホームページへの告示に変わりましたので、設楽町税条例における公示送達も方法を変更する改正であります。

続きまして、34 条の2、所得控除に関する改正ですが、中段を御覧ください。

さい。

法改正により新たに特定親族ができ、住民税の所得割の控除に、特定親族特別控除が追加されております。

改正内容について少し触れさせていただきます。

これまでは特定扶養がありましたけれども、今度、特定親族という形で変わっております。対象となる年齢要件は、ともに、居住者が生計を同一する、年齢として 19 歳以上 23 歳未満の親族となりますけれども、給与収入として、これまでの特定の扶養の場合は、今後 103 万円から改正後に 123 万円となり、特定親族は給与収入が 123 万円以上 188 万円以下で、150 万円を超えると、段階的に低減されていく内容となっております。

続いて、36 条の 2 第 1 項、町民税の申告に関する改正であります。

めくっていただきまして、第 314 条の 2 第 4 項のことなんですけれども、ここにも、町民税の申告書に特定親族が追加されたということとなっております。

続いて、改正の中頃、あとは寄附金の附の字が、こごとへんがついた寄附に変更をしております。

その下、36 条の 2 第 10 項に関する改正でありますけれども、先ほど申し上げました、いわゆるマイナンバー法で新たな 1 項が追加されたことにより、法人番号の規定が 15 項から 16 項に項がずれたものであります。

続きまして、36 条の 3 の 2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等の申告書であります。

これにつきましても、扶養親族のほか特定親族の氏名欄が申告書に必要ということで追加されたものであります。

続きまして、36 条の 3 の 3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書であります。

これにつきましても……ごめんなさい、1 個飛ばした。すいません、これも規定の整備であります。すいません。

続きまして、36 条の 3 も公的年金と……ちょっとすいません、ちょっとお待ちください。ごめんなさい。36 条 3 の 3 につきましても、公的年金も同様に、さきの個人の町民税に係る給与所得の扶養親族と同様に、規定の整備と氏名の欄の追加であります。

めくっていただきまして、63 条の 2。施行規則第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項、及び第 5 項の規定による補正の方法の申出に関する改正ですけれども。これにつきましても、マイナンバー法の改正に伴う 15 項から 16 項への改正であります。

次に、めくっていただきまして、82 条、種別割の税率に関する改正であ

ります。

これまで原付免許といえは 50cc ということでしたけれども、ウを御覧ください。2 輪のもので、総排気量が 125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもので年額 2,000 円と、が追加されております。このウの規定が追加されたことにより、事項の以下項ずれが生じております。

すいませんが、一部訂正があります。ウの上、イのところなんですけれども、真ん中、「ウに掲げるものを除く。）又はは」となっておりますけれども、1 つ「は」を削ってください。すいません、「又は」が正しいので訂正をよろしくお願いいたします。

その下、89 条、種別割の減免であります。

めくっていただいて、第 2 号のところに、「同法第 2 条第 15 項」とありますけれども、これもマイナンバー法に改正すると同様であります。

2 つ目は、先ほど説明した 82 条第 1 項第 1 号ウが追加されたことに伴って、減免の対象となるということで、第 5 号が改正となっております。

続きまして、第 90 条、身体障害者等に対する種別割の減免であります。

めくっていただきまして、「身体障害者若しくは」とありますが、「又は」が「若しくは」に変更としておりますけれども、これは公文書の規定に基づく修正であります。

第 2 項の第 5 項、その下の第 3 項につきましては、マイナ免許証の運用に伴う規定の整備であります。第 3 項が追加されたことにより、改正前の第 3 項が 4 項に、4 項が 5 項に繰り下がっております。

続きまして、139 条の 3 及び 149 条は、先ほどから申しております 15 項から 16 項への項ずれですので説明は省略させていただきます。

めくっていただきまして、20 ページであります。

ここからは、附則の改正となります。

附則 16 条の 2 の 2、加熱式たばこに係るたばこ税の標準課税の特例に関する改正であります。

加熱式たばこ税は紙たばこよりも税負担水準が低く、課税の公平性を欠いている状況にあることから、紙たばこの間の税負担差を解消するため、課税方式の適正化を行うものであります。

具体的には、これまで重量と価格要素によって紙たばこの本数換算をしておりましたけれども、重量のみの換算する方法となる見込みであります。

この見直しにつきましては、消費者への影響を鑑み、令和 8 年 4 月及び令和 8 年 10 月に 2 段階で実施しております。

少し余談とはなりますけれども、今回の改正は加熱式たばこのみの改正でありますけれども、国のたばこ税率、紙たばこを含む改正が令和 9 年 4

月、令和 10 年 4 月、令和 11 年 4 月にそれぞれ 1 本につき 0.5 円ずつ引き上げる見込みで、毎年 10 円ずつ上がる見込みとなっております。

説明は以上です。

議長 ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第 1 号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。

承認第 1 号は、承認することに決定しました。

議長 次に、日程第 8、議案第 45 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、議案第 45 号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例について」を説明しますので、資料の 25 ページを御覧ください。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、別紙のとおり提出するものであります。

改正理由の背景といたしましては、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う、関係法律の整理等に関する法律の施行に伴い、設楽町の関係する 6 つの条例中の、懲役、禁錮の表記を、拘禁刑に改正するものであります。

拘禁刑とは、従来の刑罰である、懲役、禁固を一本化した刑罰であるそうです。一本化させる目的は、法務省の説明によりますと、刑事施設における受刑者の処遇の充実を図るため、とされております。

改正刑法に基づき、2025 年、令和 7 年 6 月 1 日から、懲役と禁錮は拘禁刑に一本化されるものであります。

設楽町関係条例の改正の詳細につきましては、総務課長のほうから説明

をさせていただきます。

総務課長 はい。それでは、関係法令の改正の案について御説明のほうさせていただきます。

資料のほうでは、新旧対照表のほうで御説明させていただきますので、30 ページをお開きください。

今回、刑法の一部の改正に伴いまして、先ほど副町長より御説明したとおり、禁錮もしくは懲役という表現を、拘禁刑に改めるということであり、それにかかる条例がここに 30 ページ以降に載っております。

まず、設楽町職員の給与に関する条例の 20 条の 2 の 3 項のほうに、「禁錮以上の刑に処せられたもの」という表現を、「拘禁刑以上の刑に処せられたもの」というように語句を置き換えております。

それぞれ、今回は職員の給与に関する条例であつたり、31 ページ、設楽町水道水源保護条例、設楽町消防団条例。32 ページでは、設楽町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例、設楽町法務嘱託職員の任用等に関する条例、設楽町議会の個人情報の保護に関する条例、これらの条例がその表現の改正に伴う関係条例としてありますので、ここでまとめて禁錮もしくは懲役を拘禁刑に改めるというものでありますので、よろしくをお願いします。

説明は以上です。

議長 ただいま提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(なし)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 45 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第 45 号、原案のとおり可決されました。

議長 お諮りします。東三河広域連合議会議員の原田直幸君、七原剛君が辞職しましたので、議員の選任が必要です。「東三河広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、日程第 16 とし、議題としたいと思いますが、御異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、「東三河広域連合議会議員の選挙」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議長 これより、議案を配布します。

[選挙第3号「東三河広域連合議会議員の選挙」を配付]

議長 日程第20、選挙第3号「東三河広域連合議会議員の選挙」を議題とします。

東三河広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場出入口を閉める]

議長 ただいまの出席議員数は、10人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、1番村松一徳君及び2番村松純次君を指名します。

投票用紙を配ります。投票は2名の記名をお願いいたします。

投票用紙を配布します。

[投票用紙配布]

議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

議長 なしと認めます。

それでは、投票に入ります。1番から順次投票をお願いいたします。

[投票]

議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

議長 なしと認めます。

開票を行います。

村松一徳君及び村松純次君、開票の立会をお願いいたします。

[開票]

議長 選挙の結果を報告します。

投票総数20票。得票総数19票。無効投票1票です。

有効投票のうち、加藤弘文君、9票。山口伸彦君、8票。田中邦利君2票。

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。したがって、加藤弘文君、山口伸彦君が東三河広域連合議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

加藤弘文君、山口伸彦君がここにいますので告知します。

お諮りします。

本日、議会規定で時間が12時までとなっておりますが、まだ議案が残っております。このまま延長して会議を続けたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、延長して会議を続けたいと思います。

議長 次に、北設広域事務組合議員が辞職しましたので、議員の選任が必要です。

「北設広域事務組合議員の選挙」を日程に追加し、日程第17とし、議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

議長 日程第17、選挙第4号「北設広域事務組合議会議員の選挙」を議題とします。

北設広域事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場出入口を閉める]

議長 これより、議案を配布いたします。

[選挙第4号「北設広域事務組合議会議員の選挙」を配付]

議長 ただいまの出席に出席議員数は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、村松一徳君及び村松純次君を指名します。

これより投票用紙を配布します。

[投票用紙配布]

議長 投票は、先ほど同じ2名でお願いいたします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

議長 なしと認めます。

これより、1 番から順次投票をお願いいたします。

[投票]

議長 投票漏れはありませんか。

(なし)

議長 これより開票を行います。

では、村松一徳君、村松純次君、立会をお願いいたします。

[開票]

議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 20 票。得票総数 19 票。無効票 1 票です。

有効投票のうち、村松純次君、8 票。金田敏行、8 票。村松一徳君、1 票。
七原剛君、1 票。田中邦利君、1 票。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、村松純次君、及び私、
金田敏行が北設広域事務組合議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

[議場の出入口を開く]

議長 村松純次君、私、金田敏行がここにおりますので告知します。

議長 次に、先ほど、私から町長へ監査委員の退職願を提出し、町長はこれを
承認し、後任の監査委員の選任について、「設楽町監査委員の選任について」
の議案が提出されました。

お諮りします。「設楽町監査委員の選任について」を日程に追加し、追加
日程第 18 として議題にしたいと思いますが、御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、「設楽町監査委員の選任について」を日程に追加し、日
程第 18 として、議題にすることに決定いたしました。

議長 議案を配布します。

[同意第 2 号「設楽町監査委員の選任について」配付]

議長 同意第 2 号「設楽町監査委員の選任について」を地方自治法第 117 条の
規定によって、加藤弘文君の退場を求めます。

[加藤弘文議員退場]

議長 日程第 18、同意第 2 号)「設楽町監査委員の選任について」を議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、同意第 2 号「設楽町監査委員の選任について」。

同意第 2 号「設楽町監査委員の選任について」は、下記の者を設楽町監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項により、議会の同意を求めるものであります。

本件につきましては、山口伸彦監査委員の辞任に伴い、新たな監査委員を選任する必要があるためであります。

氏名は、加藤弘文さん。生年月日、住所については記載のとおりであります。

説明は以上です。

議長 ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 続いて討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

同意第 2 号の採決をします。採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。同意第 2 号は、同意することに決定しました。

加藤弘文君の入場を許します。

〔加藤弘文君入場〕

議長 「設楽町監査委員の選任について」は、ただいま、加藤弘文議員の監査委員の選任に同意の議決がなされたことを告知します。

議長 次に、継続審査の申出を配布します。

〔継続調査の申出配付〕

議長 お諮りいたします。「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

議長 日程第 19「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会規則第 75 条の規定によりお手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

議長 追加日程と委員名簿をサイドボックスのほうにアップしておりますので、皆様、御参照していただきたいと思います。

以上で本日の日程は全て終了しました。

以上をもちまして閉会といたします。お疲れさました。

閉会 午後 0 時 04 分